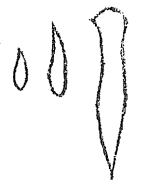


眩



発行 町 168
 120
 TEL { 120
 集 課
 編 務
 1968. 11. 20 号

宮中新嘗祭

献穀式終わる

当町から上岡茂夫氏臨席

昭和四十三年宮中新嘗祭に、粟の献穀者として共栄部落上岡茂夫氏が選ばれ、その手播式を去る五月二十日栽培地において行ないました。

その後、上岡家の皆さんの熱心な施肥管理で、粟は順調に生育し、十月初め品質優良なものを収穫することができ、収穫後乾燥精白したものを、役場女子職員が撰粒した結果、一層立派な品になりました。

この粟の県知事点検式が十月二十四日県庁知事室で催され、上岡氏の同伴者として光恵さん、町か池田町長等が出席、久松知事から献穀者に賞讃の言葉とその労をねぎらわれました。

宮中新嘗祭献穀式は、十月二十六日午前九時から皇居の賢所でも厳粛にとり行なわれ、各県の献穀者と共に上岡氏、光恵さん、町から係が臨席し、粟の献上を無事果たすことができました。

献穀の儀式を終えてから、吹上御所において、天皇皇后両陛下が、献穀者に献穀に対するお礼のお言葉をいただき、また本年の農作物の作柄をお聞きになりました。

次いで参入者を代表して、上岡茂夫氏の発声で、両陛下がこれにこたえられました。

10月のできごと

- 2日 狂犬病予防注射
秋期交通安全週間打合せ会
教育委員会（公民館階上）
- 7日 秋期道路愛護デー
- 9日 水稲損害評価（町内全域）
- 10日 町民運動会
- 11日 秋の交通安全旬間
民生委員会
秋期運転車法令講習会
- 14日 行政相談
- 17日 森林組合しいたけ倉庫落成式
- 18日 子宮ガン検診
- 19日 部落民会
- 23日 明治百年記念式
山田庄太郎翁除幕式
- 25日 林業教室開設（公民館階上）
- 30日 人権法律相談

あなたは 火事の恐しさを知らない

頭で両陛下に萬歳を申し上げる光栄に浴し、全町民でこの喜びを分かちたいと思います。

十二月は選挙人名簿登録月です

選挙人名簿の登録関係については、年四回法で定められており、十二月はその月に当ります。

満二十才に達した人で本町に住所を有している人、又は住所を有するに至った人は、十二月一日までに登録の申し出をしてください。

三ヶ月以上住所を有している人は今回、その他の人は三月に登録されることとなります。

登録の申し出は、原則として本人が町の選挙管理委員会へ印鑑を持参して行なうことになっております。

結核診断（第二次）受けよう

結核健康診断（レントゲン検査）は六才以上全員が毎年一回受けることに結核予防法で決められております。

結核は昭和二十五年頃までは不治の病といわれ、年々数多くの患者が発生し、死亡順位も第一位を占めておりましたが、その後医学の発達と特效薬が出来たことにより患者も死亡者も減少してあります。

しかしまだ全国では一年に二万人余りの人が結核で死亡してあり、一度結核にかかると年間四〇万円からの医療費がかかります。決して安心しておられませんが、な

が出来てからでは三年も五年もかかります。

このような点から早期発見のためのレントゲン検査は最も必要で、そのため毎年二回にわたり検査を行なっております。

本年もその二回目（第二次）の検査を次の通り行ないます。本年度まだ受けてない人は是非受けて下さい、何年も受けてないような人は特に繰り合せて受けて下さい。

十一月二十六日午後一時半
 三時半 大谷小学校
 十一月二十九日午前十時～十一時半 正山小学校
 十一月二十八日午後一時半～三時半 岩谷小学校
 十一月二十九日午後一時半～三時半 鹿野川・蔵川中学校

なお本年度第一次検査の成績は次の通りです。

地区別	対象者数	受診者数	受診率%	未受診者数
中居谷地区	182人	115人	63.2	67人
正山	238	139	58.8	97
宇和川	266	152	57.1	114
大谷	551	391	80.0	160
鹿野川	800	498	62.3	302
岩谷	369	169	45.8	200
予子林	320	276	86.3	44
中津小倉	110	58	52.7	52
その他	17	10	58.8	7
計	2,853	1,808	59.3	1,043

「年賀はがき」の差出しは早目に

今年も年賀はがきを差出す時期になりました。

毎年のことながら、平常の何百倍というほど大きな数になりますので郵便局では、万全を期する様、諸種の準備を進めておりますが、正確にしかも元旦に配達できるためには、出来る限り早く書いておくれと十二月二十日頃差出して頂くよう御協力をお願いします。

また御承知のとおり七月一日から相手方、自分の方とも郵便番号を記入して置くことになっておりますが、現在のところ記入率は、八〇パーセントの御協力を得ております。

今年度の年賀はがきの際は先方から自分の郵便番号を知らせるのに最もよい機会でありますので先方の番号を書いて戴くと共に自分の番号も必ず書いていただきますようお願いいたします。尚、自分の番号の表示については、当局をはじめ簡易郵便局や売さばき所に番号印が設備されておりますのではがきを

お買い求めの際に押し付けて戴きますと記入の人数がはぶけますのでよろしくお願いたします。また「郵便番号全国版」御入用の方は、一部七〇円でお取りつきしておりますからお申し出下さい。

今年度の年賀はがきの際には先方から自分の郵便番号を知らせるのに最もよい機会でありますので先方の番号を書いて戴くと共に自分の番号も必ず書いていただきますようお願いいたします。尚、自分の番号の表示については、当局をはじめ簡易郵便局や売さばき所に番号印が設備されておりますのではがきを

お買い求めの際に押し付けて戴きますと記入の人数がはぶけますのでよろしくお願いたします。また「郵便番号全国版」御入用の方は、一部七〇円でお取りつきしておりますからお申し出下さい。

ねる前にもう一回火の始末

インフルエンザにかかったら

◎早期治療を
人間が空気を吸って生きている以上、空気伝染するインフルエンザ、ピルスのからのがれることはできません。

もし、かかってしまったら軽いうちに治してしまおうこと、インフルエンザのこわさは、余病を誘発することです。

感染したら、すぐ医師に診断をうけましょう。そして完全に治るまで休養をとりこじらせないことです。

◎おフロは少しのしんぼろ。
フロにはいるのは、熱が下がって、二、三日たってからはいるのがよいでしょう。

すぐにとりかえましょう。
◎人にうつさない努力を。
インフルエンザのように、伝染力の強いものは、人にうつさないようにすることです。

あながい、かかった人は無神経に人前でゴホン、ゴホンとやりま

すかもっと自覚してもらわないと困ります。
とくに親が子にうつしたという例が非常に多いようです。

また、患者は部屋を別にするとか、患者の使ったチリ紙類は焼きすてるとか、こまかい神筆を使うべきです。

マスクはカゼを防ぐ効力はありませんが患者がピルスをまき散らさないためには効果があります。

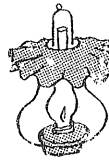
インフルエンザにかかったら外出するときなどは必ずマスクをするよう心がけましょう。

マスクはカゼを防ぐ効力はありませんが患者がピルスをまき散らさないためには効果があります。

インフルエンザにかかったら外出するときなどは必ずマスクをするよう心がけましょう。

秋の火災予防週間

火の始末は 厳重に



ことしも、十一月二十六日から十二月二日までの一週間恒例の「秋の火災予防運動」が全国いっせいに展開されます。

例年このころから冬にかけて大陸から乾燥した空気が流れ込み、寒さのため火を使う機会が多くなりますので、ちょっとした不注意から大火になるおそれがあります。

昨年中、愛媛県では七六一件の火災が発生し、五億四、五〇〇万円余りの損害額を出しました。

ことしになってからも、学校や工場の大火災が頻発し、九月末までに六〇五件の火災により三〇〇人の死者と七億六〇〇万円の損害額が出ています。

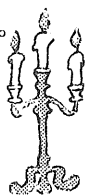
これは毎日二、二件の火事で、二六、〇万円の財産が灰になっていく勘定です。

これらの火災原因を調べてみますと、そのほとんどが失火であり、一人一人がもっと火の取扱に注意すれば、火災の大部分が防げるはずですが、また万一火災が発生した場合でも、ふだんの用意を怠らぬよう心掛けておけば、大事に至ることなく消火することもできます。

このようなことから、ことしは火災予防運動を次の三点によっていっせに行ないます。

町民のみならず、この運動の主旨を御理解のうえ、みんなで火災

を防止しましょう。



①バケツ一杯の水のくみ置き

火災はなんとといっても発見が出来ること、初期消火の失敗が火災を大きくする理由です。

火災は初期のうちであれば、わずかの水で消すことができます。少なくともバケツ一杯の水を準備しておくとか、風呂のある家庭では、入浴後もそのまま水をためておき、いつでも使える状態にしておきましょう。

②たばこの投げ捨てと寝たばこの防止。

昨年中の火災原因では、たばこによるものが依然としてトップです。一方たばこの消費量は年々増加の傾向にあるため、たばこによる火災は、今後もふえていくものと考えられますので、たばこの投げ捨てと寝たばこをしないよう心しましょう。

③地震時の火の始末

地震は近年各地で発生し、ことしに入ってから十勝沖地震あるしに、宇和島地震と相次いでいます。地震の時被害を大きくするものは、何といても火災が発生し、大火災となることあります。この予防運動週間に地震がおきたときには、第一に火の始末を行なうよう心掛けましょう。

ことしの秋の火災予防運動の趣

国民年金保険料が 上がります

来年一月より、昭和中

十二年一月から、国民年金の年金額が二倍半引き上げられ、それまで二万四千円だった障害年金が六万円、一万九千二百円だった母子準母年金の基本額が五万五千円とそれぞれ増額されました。

また、受けている人のいない老令年金も同じく夫婦で一万円年金額に増額されました。

年金額を上げますと、その財源になる保険料も引き上げなければなりません。一度に保険料を二倍半にしますと、加入しているみなさんの負担が大きすぎますので、二回に分けて、保険料を上げることにしています。

その一回目が、年金額が上ったときの昭和四十二年一月でそれまで百円と一五〇円でした保険料が百円ずつ上って二百円と二五〇円になりました。

二回目が、来年一月から五〇円ずつ上るものです。ですから今度の保険料の引き上げは、年金額があがるからではなくて前の年金額の引き上げ分についての保険料の引き上げです。

この結果、昭和四十四年一月分からの保険料は三十四才まで二五

十円、三十五才から三百円になり

ます。もちろん、国の負担額も、本人が納める保険料の半額ですから増額されて二五〇円の人には一

二五〇円、三百円の人には一五〇円を負担して積み立てることになります。

これで、来年一月から、どうして保険料が上がるのか、その事情をよくご理解いただけたと思いま

す。

老後の生活をまもるために、これからも、お忘れなく国民年金の保険料を納めて下さい。

林業だより

肱川土場木材相場表

長さ	樹種	すき	ひき	まつ	
4 m	7cm下	93	97		ザツパルプ 1.5 m~2.1 m 未口6cm上 17円50銭
	8上	68	70		
	12上	65	110		
4.20	16上	68	100	45	マツパルプ 1.5 m~2.1 m 未口6cm上 21円50銭
	30上	72	127	50	
	7下	62	63		
3.0	8上	49	52		マツ箱材 1.8 m~2.1 m 未口13cm上 27円~31円
	13上	79	130		
	16上	64	103		
2.0	7下	35	37		本表は 肱川町内の自動車土場の価格です(才当り) 故に 運賃や市場手数料など差し引いたものです
	8上	22	23		
	16上	33	39		
2.1	30上	47	49		
	12上	22	23		
	13上	86	145		
6.0	13上	86	145		
足	場	1mにつき	65~110		

乾しいたけ相場表

県産しいたけ共同販売所に於ける相場

- 入札の月日 S 43.1.1.10
- 入札の箱数 648箱 約 10,000 kg
- 価格 (K当り) 高値 3.260 平均 2.053 安値 700
- 概要
 - セロ香信 上物 2.700~
 - 3000 上香信 2.500
 - ウス大葉香信 上 2.500
 - ~2.700 中肉上香信
 - 2.200 中肉上香信
 - 2.000 中厚肉物 1.600~1.800
 - 小葉 1.400
 - 中心 下物 400~700
 - 秋冬茹 1.600~2.000

猟銃などの事故を防ごう

ガンブームの影響を受けて最近、狩猟愛好者がぐっとふえ、県下で許可を受けている猟銃は一二、六九六丁、空気銃は四、四二五丁となつています。

ところがこの銃は、楽しい狩猟ができる反面、ちょっとした不注意で人の尊い生命を奪いけがをさせるという危険なものです。

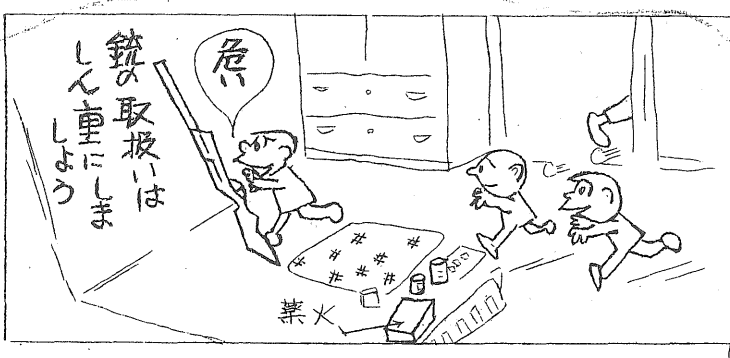
ことしも楽しみに待っていた狩猟が十一月一日から解禁になりましたが、獲物だけに気をとられ、銃の取り扱いを誤って取りかえしのつかない事故を起こさないよう次のことをよく守っていただいで

- ① 狩猟に行くときは、銃所持許可証と狩猟免許を必ず携帯し、往復途上は銃からタマを抜き、容器に入れて携行する。
- ② 猟場についても、獲物がでそうなるまでは銃にタマをこめない。
- ③ 発射するとき以外は引鉄に指を

銃の取扱いは慎重に、楽しい狩猟をしていただきたいと思ひます。

一般のかたも、猟場で作業をするときは、見とおしのよい所を選び、ハンターに声をかけて位置を知らすなど事故にあわないうに注意して下さい。

狩猟安全心得



ふれないようにし、発射は、獲物をよく確かめたうえ、必ず前方の安全を確認してからにする。

④ 銃には、いつもタマがこめられていると思ひ、銃口は絶対に人に向けない。

⑤ 人家の近くや道路、公園などでは、絶対に発射しない。

⑥ 酒類をおびての狩猟や疲れているときは、狩猟をしないようにする。

⑦ グループ狩猟の場合は、お互いに確認し合つて狩猟することとし、銃口の方向にはとくに気をつける。

⑧ 日の出前や日没後には、狩猟をしないようにする。

⑨ 人に銃を貸したり、人の銃と交換したりしての狩猟は、絶対にしないようにする。

⑩ 銃は、使用したあと手入れをして分解し、銃とタマを別々のかぎのかかるところに完全に保管し、家族の者でもふれさせないようにする。